

八街市営運動場の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月16日

八街市教育委員会教育長 浅尾智康

八街市教育委員会規則第6号

八街市営運動場の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

八街市営運動場の管理及び運営に関する規則（昭和63年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「。以下「情報通信条例」という。」を削る。

第9条第2項中「第1項」を「前項」に改める。

第10条を次のように改める。

（使用の申請及び許可）

第10条 使用申請者は、八街市社会体育施設使用申請書（別記様式第1号。

以下「申請書」という。）を教育委員会が定める日まで（八街市スポーツラザの管理及び運営に関する規則（平成4年教育委員会規則第14号）第4条に規定する日を除く。）に、教育長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、申請書の提出を省略することができる。

（1） 公共施設予約システムを使用したとき。

（2） 教育長が特に必要と認めたとき。

2 教育長は、前条の申請を受理したときは、当該申請事項を審査し、使用させることについて支障がないと認めるときは、八街市体育施設使用許可書（別記様式第2号）を使用申請者に交付するものとする。

第11条中「前条」の次に「第2項」を加える。

別記様式第1号及び別記様式第2号を次のように改める。

八街市社会体育施設使用申請書

八街市教育委員会教育長 様

年 月 日

使用者番号

使用者名／団体名

住所

電話番号

次のとおり、施設を使用したいので申請します。

受付番号	
施設	
使用責任者	

日付	使用施設	使用時間	使用目的	使用人数

使用料	基本使用料		
	備品使用料	減免額	消費税
		合計	

八街市社会体育施設使用許可書

年 月 日

様

八街市教育委員会教育長 印

次のとおり、施設の使用を許可します。

受付番号		使用者番号	
施設			
使用責任者			

日付	使用施設	使用時間	使用目的	使用人数

使用料	基本使用料		
	備品使用料	減免額	消費税
		合計	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の様式は、令和 8 年 1 0 月 1 日以後の使用に係る許可に関し使用し、令和 8 年 9 月 3 0 日以前の使用に係る許可に関しては、この規則による改正前の様式を使用することができる。